第四十条　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十　略］ 十一　母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 **第六十七条**　［略］ **第六十七条の二**　法別表第一の九十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 二　新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務	**第四十条**　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十　同上］ ［号を加える。］ **第六十七条**　［同上］ ［条を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府令・総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十八条　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第二条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 八　［略］	**第六十八条**　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。